



2022
健康経営優良法人
Health and productivity

認定証

(中小規模法人部門)

法人名 **株式会社KARIKO**

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が優良であると認められました
よって、ここに「健康経営優良法人2022(中小規模法人部門)」として認定します
経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層取組を推進されることを期待いたします

2022年3月9日

日本健康会議



健康宣言実施結果報告書

事業所名

株式会社 KARIKO

健康づくり
担当者名

手島 利徳

項目		実施項目 にチェック	取組内容・実施結果(数値報告)
必須項目	1	健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診	✓ 社長自ら健康宣言を発信。また、文書回覧及び掲示を実施し、社内外へも積極的に発信をしている。
	2	健康づくり担当者の設置	✓ 健康経営施策立案。定期健康診断の予約・従業員への周知、連絡窓口等の実務を行っている。
	3	(求めに応じて) 40才以上の従業員の健診データの提供	✓ データ提供済み。
	4	健康経営の具体的な推進計画	✓ 健康診断結果を集団ごとに集計・分析をして把握。
	5	受動喫煙対策に関する取り組み	✓ 喫煙者ゼロを目指して、事業所敷地内全面禁煙の実施。
	6	健康経営の取り組みに関する評価・改善	✓ 実施した結果を確認。前年度等の過去の取組結果と比較。(満足度、健康状態の改善度合い等)
	7	法令を遵守している	✓ 法令を遵守し健康経営に取り組んでいる。
選択項目	①	社員の家族の健康にも積極的に取り組みます	✓ インフルエンザ予防接種の費用補助を従業員の家族にも実施。
	②	定期健康診断の受診	✓ 受診率100%。夜間従事者に対しては年2回受診。
	③	受診勧奨の取り組み	✓ 再検査・精密検査が必要とされた従業員に対して個別に日程を設定。再検査受診率100%
	④	ストレスチェックの実施	✓ 労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に準じた内容・方法で実施。全社員実施。
	⑤	管理職または一般社員に対する教育機会の設定	✓ 従業員に対して社内研修を実施。管理職・衛生管理者・健康づくり担当者は社外の研修に参加。
	⑥	適切な働き方の実現	✓ 残業の事前制度を設けている。業務繁忙に対応して休業日の設定や所定労働時間の変更を行っている。
	⑦	コミュニケーションの促進	
	⑧	病気と治療と仕事の両立	✓ 本人の状況を踏まえた働き方を策定。病気の治療と仕事の両立に向けた定期的な面談・助言を実施している。
	⑨	保健指導の実施	✓ 特定保健指導実施時間の就業時間認定を実施。社内に特定保健指導実施場所の提供。
	⑩	食生活の改善	
	⑪	運動機会の促進	✓ 朝礼時にストレッチを行い、集団で運動をする時間を設けている。
	⑫	女性の健康保持・増進	✓ 婦人科健診・健診の受診に対する就業時間認定を行っている。
	⑬	長時間労働者への対応	
	⑭	メンタルヘルス不調者への対応	✓ メンタルヘルスについて相談窓口の設置および周知を行っている。
	⑮	社員の感染症予防	✓ 予防接種の費用補助。感染症を発症した者への特別休暇付与。
	⑯	喫煙率低下に向けた取り組み	✓ 屋内全面禁煙をとっている。